

Q & A -よくある御質問-

Q 成人も相談できますか？

はい。お受けしております。

例えば、福祉施設入所者の問題行動でお困りの福祉関係者からの御相談例もあります。

Q どんな支援をしてもらえますか？

支援対象の方の支援ニーズに応じて面接や心理検査を行います。

また、問題に合わせて、ワークブックを用いて教育的働き掛けを実施しています。

Q 対象者を連れていけないのですが支援者や親のみで相談できますか？

御自宅にうかがっての支援は行っていませんが、支援者の方や親御さんだけの御相談も承っております。

また、関係機関の御協力のもとで施設等に職員を派遣しての支援なども検討できますので御相談ください。

Q 実施した心理検査の結果は教えてもらえますか？

心理検査の結果は、基本的に御本人の希望も踏まえ、わかりやすくお伝えすることができます。また、御本人の同意があれば、支援されている関係機関の方々にも、支援のヒントとなるよう、結果をお伝えすることもできます。



お問合せ窓口



0570-085-085

(全国共通相談ダイヤル)

※最寄りの法務少年支援センターにつながります。

※その他各センターごとの専用ダイヤルもあります。

※平日 9:00 - 12:00
13:00 - 16:30



相談受付フォーム

※メールでの返信にはお時間をいただいております。お急ぎの場合は、お電話での御連絡をお願いいたします。



支援について

- **対象年齢**
年齢に関係なく御利用いただけます。
- **相談料**
無料
- **利用可能日**
月曜日から金曜日（祝祭日を除く）
- **相談方法**

面接相談



電話相談



オンライン相談

※事前に通信環境等の確認が必要
なため御相談をお願いします。



職員派遣

※事前に御相談をお願いします。



関係機関・団体の皆様へ

法務少年支援センター

少年鑑別所の専門性を生かした
非行・犯罪や問題行動等の専門機関として
心理相談や教育支援活動をしています



問題行動とは？

家財持ち出し、暴言や暴力、
性的な問題行動など幅広く対応しています

機関連携

支援対象の方の支援会議等に参加して
助言等をしています

予防教育

学校への出前授業を行っています

講演・研修

青少年の育成に関わられている方々への
講演や研修をしています

法務少年支援センターの
相談支援内容の詳細はこちら



法務省矯正局

法務少年支援センターの 役割と取組

法務少年支援センターは、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子供たちの行動理解などに関する知識・ノウハウを活用して関係機関・団体の皆様と連携を図りながら、非行・犯罪の防止や青少年の健全育成に関する相談支援をしています。また、関係機関の職員の方や保護者の方を対象とした講演・研修や生徒・児童を対象とした法教育も実施しています。

少年鑑別所の法務技官(心理)と 法務教官が対応します

法務技官
(心理)



非行や犯罪などの問題行動の背景について、面接や心理検査を用いてアセスメントを行う専門家です。お困りのことについてお話を伺い、心理的アプローチを行います。

法務教官



非行や問題行動の改善のための教育プログラムや面接指導等の経験が豊富です。御本人の問題に合わせて、面接やワークブックを用いた指導などを行います。

学校等に出向いて法教育も行っています。

個別の御相談

学校や福祉施設等の関係機関・団体から依頼を受けて、御本人や御家族の方がお困りのことに合わせて下記の支援を行っています。

1 能力・性格の調査

お困りのことの原因を背景にある原因を考えると、知能検査や性格検査を行います。

また、依頼があれば、御本人や御家族の方にも、結果を分かりやすく説明します。

2 問題行動の分析や指導方法等の提案

問題行動等のお困りのことについて、面接や心理検査などを行った上で、どうして問題行動が生じているのか、どのように指導・支援に当たればよいのか等について提案します。

3 御本人や御家族に対する心理相談

関係機関・団体からの依頼を受けて、御本人や御家族の方との心理相談を行います。

御本人の抱える問題に合わせたワークブック（「盗み」、「交友」、「暴力」、「性」など）を御用意しており、問題解決に向けて御本人と一緒に取り組んでいきます。



個別の御相談の流れ（例）

※ケースや対応するセンターにより多少異なります。



事前打合せ

- ・相談事例に関する情報共有
- ・問題の整理
- ・関係機関との役割分担
- ・目標の共有

※対象となる方の負担軽減のためにも、情報共有をお願いします。



支援開始

- ・問題のアセスメント
- ・心理検査
- ・心理相談
- ・ワークブック等を使用した教育

※方法や期間はケースに合わせて対応をしています。

支援の継続

- ・事例検討会への参加
- ・関係機関や支援者への助言

事例検討会（ケース会議）等への参加

御本人や御家族を連れてこれない場合でも、関係機関・団体の支援者の依頼に応じて事例検討会（ケース会議）などに参加し、見立てや指導・支援方法に関するアドバイスや提案を行います。

講演・研修

地方公共団体、学校、福祉、更生保護等の関係機関・団体の皆さまが主催する講演会、研修会などで、非行・犯罪、子育ての問題、思春期の子供の行動理解と教育方法や指導方法について分かりやすい話題提供をしています。

【過去のテーマ例】

「最近の非行少年の特徴」、「思春期の子供の理解と望ましい接し方」、「地域と進める再犯・再非行防止」など

法教育授業等

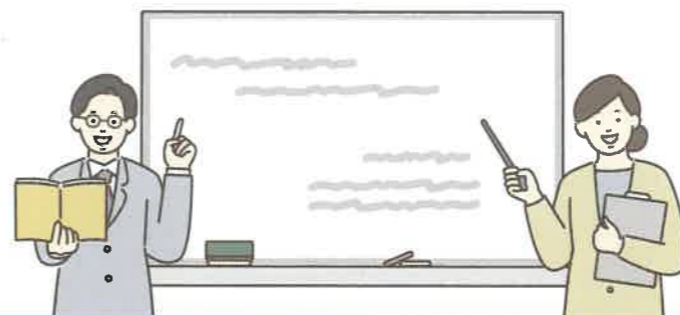
法務省では、法教育に関する様々な取り組みを推進しています。

法務少年支援センターも児童・生徒等を対象として、非行に対する司法手続や処分の種類・内容などについて、法教育授業（いわゆる「出前授業」）を行ったり、教員の方への研修もお受けしたりしています。

※法教育とは、法律の専門家ではない一般の方々が、法や司法制度等を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育をいいます。

【過去のテーマ例】

「薬物乱用防止指導」、「SNSとうまく付き合うには」、「少年非行と少年鑑別所の役割」など



講演・研修や事例検討会の申込方法



御依頼時にいただく情報

- ・御希望の時期
- ・場所（法務少年支援センターへの来所、職員の派遣、オンライン）
- ・内容
※講演や研修のテーマ
※事例検討会の事例概要など
- ・参加される方の御所属や人数など

依頼書の送付

センターと日程調整ができましたら、法務少年支援センターHP内にある依頼書に必要事項を記入してセンターに送付をお願いします。

研修等の実施



写真は高校での薬物乱用防止講座の様子